

Vol. 233 (2ページに写真説明)

URL http://www.nakanohoujinkai.or.jp

掲示板(9~11月行事予定表)



	月 日	時 間	内容	会場	備考
9	1日(火)	13:00~17:00	※無料法律相談(先ずはTELして下さい)	法 人 会 館	
	4日(金)	11:00~12:00	広報委員会	法 人 会 館	
	//	17:00~18:00	青年部会·第557回研修会	法 人 会 館	
	10日(木)	15:00~16:00	女性部会・役員懇談会	法 人 会 館	
月	//	16:00~17:00	女性部会・役員会	法 人 会 館	
	16日冰	13:30~15:30	決算法人説明会(予定)	署·別館2階会議室	
	17日(木)	13:30~15:30	新設法人説明会(予定)	署·別館2階会議室	
	26日生)	9:20~	租税教室:緑野小6年1・2・3組	緑 野 小 学 校	
10	1日休	13:00~17:00	※無料法律相談(先ずはTELして下さい)	法 人 会 館	
	2日金)	14:00~16:00	◆東法連・理事会	明治記念館	会長
	8日(木)	10:30~12:00	厚生・共益公益事業委員会	法 人 会 館	書面決裁による
	//	13:00~14:00	女性部会・第11回絵はがきコンクール審査会	法 人 会 館	
	9日(金)	10:30~12:00	総務・組織委員会	法 人 会 館	書面決裁による
月	13日(火)	13:30~16:00	書き方説明会	法 人 会 館	
	16日金	10:30~11:30	中野税務懇談会	署·別館2階会議室	
	21日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会(予定)	署・別館会議室	
	22日(木)	14:00~	◆東法連・税を考える週間:協賛講演会	TKP市ヶ谷	
	29日(木)	13:00~16:00	第28回法人税・第29回源泉所得税実務講座	署·別館2階会議室	
11	4日(水)	13:00~17:00	※無料法律相談(先ずはTELして下さい)	法 人 会 館	
	5日(木)	16:00~17:30	中野法人会経営塾第二弾(年末調整)	中野サンプラザ14F クレセントルーム	
	//	16:00~17:30	源泉研究部会・第394回研修会(年末調整)	中野サンプラザ14F クレセントルーム	
	//	17:30~18:00	源泉研究部会・役員会	中野サンプラザ14F クレセントルーム	
月	11日(水)	10:30~11:30	中野税務懇談会 "税を考える週間" 座談会	署·別館2階会議室	
	12日(木)	13:30~15:30	新設法人説明会(予定)	法 人 会 館	
	19日(木)	16:30~17:30	中野法人会経営塾第三弾(法律セミナー)	法 人 会 館	
	26日(木)	16:00~17:00	理事会(理事会)	中野サンプラザ11F ア ネ モ ル ー ム	

新型コロナウイルスの状況によっては、延期や中止の場合もありますので宜しくお願い致します

9月号の目次 「第9回通常総会&署の異動(井﨑署長ご挨拶)」 2020 VOL.233

第9回通常総会 会長挨拶 · · · · · · 3	こんにちは「法人会です」(PR版)&会長・副会長の皆様 13
第21回春の健康セミナー(講師:まるもゆきこ氏)·無料法律相談 3	活発な事業・研修を展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
知っとくと得情報(税の豆知識)(山岡先生) 4・5	「中野法人会経営塾 第一弾」 14
中野区だより (PCR検査の流れ)・・・・・・・・・6	「第43回初歩の簿記講習会」 14
税務署だより・都税事務所だより・・・・・・ 7	「第3回パソコン会計セミナー」・・・・・・・・・14
財務省・国税庁だより 8・9	活発な社会貢献活動を展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
ご挨拶 中野税務署 《着任》井﨑署長 10	「青年部会 租税教室」··············· 15
《退任》大久保署長 · · · · · · 11	部会だより(源泉研究部会:第9回税の川柳コンクール募集) 16
今後の研修会等の案内	部会だより(女性部会:第11回税に関する絵はがきコンクール募集) 16
令和元度:受彰された皆様&東法連·感謝状 12	マル経融資(PR)······16

● 表紙 (写真説明) …………第18回フォト・コンテスト入賞『曼珠沙華』(調布市・野川公園) (株)ダブルス 鈴木浩司 氏

発行所 (公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話 (3388) 6896 FAX (3388) 2550 e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp 編集: 広報委員会 印刷: 友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話 (3381) 1423 FAX (3381) 1743

 \cdot

第9回通常総会



会 長 挨 拶 宮島 茂明

本日は、お忙しい中、中野法人会の第9回通常総会にご出席いただきまして、誠に有難うございます。

今回は、世界的に猛威を奮っているコロナの影響で、5月12日より延長して開催させて頂きました。コロナは、まだ終息した訳ではありませんので、多くの皆様にご参加いただけるとは正直なところ思っておりませんでしたが、全副会長、全支部長、全部会長始め多くの皆様にご参加頂き心より感謝申し上げます。

案内にも記載させて頂きましたが、今回は、ご来 賓の皆様へのお声掛けは、しておりませんのでご了 承願います。

現在、全面解除になりましたが、コロナの感染者数は増加の一途ですし、まだまだ予断を許してはいけない状況であります。

この3ヶ月間、経済も完全にストップしてしまいました。第二次補正予算も決定しましたが、様々な助成金の対応の遅さに苛立ちを感じているのは、私だけではないと思います。

さて、これから、令和2年度の事業計画や予算の 審議を行いますが、公益社団法人の事業計画と予算 に関しては、3月末までに東京都に提出する義務が あります。3月19日の理事会で審議しまして、既に 東京都に提出しましたが、その後、緊急事態宣言が 発令され、4月以降の事業は全て中止や延期となっ 6月22日、中野サンプラザ において、正会員70名、

委任状880名で開催されました。議案は、 全員異議なくすべて承認可決されました。

てしまいました。又、10月迄、区内の事業の自粛も 指示されている事から、自ずと地域のお祭りなども 中止となってしまい、結果、中野法人会としては、 公益事業を行うことが出来ませんので、令和2年度 の予定を大きく変更しなければなりません。

併せて、個別訪問が出来ませんので、会員増強推 進運動も、何らかの方法を考えざるを得ません。

7月に、今年度初の委員会が開催されます。委員の皆様のご意見を尊重させていただきたいと思いますので、どうか忌憚のないご意見をお願い致します。経営者の為の団体である当法人会に対する要望でも、何でも結構でございます。このような時だからこそ、皆様と、知恵を絞りながら、団結し合って良き方向に進んで参りたいと思います。

眼に見えない悪との戦いは、まだまだ続くと思いますが、コロナと共存しながら、新しい生活様式を取り入れながら、共々に乗り越えて参りましょう。現在、"懇親会"は自粛させていただいておりますが、実現可能な形態を考察していきたいと思っております。

結びに当たりまして、皆様には、様々ご苦労をお 掛け致しますが、先ずは、ご健康、ご事業の発展を 心よりご祈念申し上げまして、挨拶とさせていただ きます。

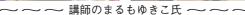
(コロナの影響により5月12日より変更して実施しました)

○ 第21回春の講演会 ○ (健康セミナー)(6月22日 於:中野サンプラザ)

演題: 『ニューノーマルな時代に…心と体を食空間の氣を結ぶ』 講師: 結氣膳の会代表 まるもゆきこ様











~ ~ ~ 参加された皆様 ~ ~ ~ ~

△ 中野法人会の

無料法律相談

お気軽にどうぞ!! (まずはお電話を…)

実施日時:9/1火、10/1休、11/4水、12/3休 13:00~17:00 (相談時間は、1案件:45分) TEL:03-3388-6896 FAX:03-3388-2550 (担当)佐藤・三國



知っとくと(得)

情報 =税の豆知識=



税理士 山岡 修治

〒101-0047 千代田区内神田 1-2-2 小川ビル 7 階 神田合同税理士事務所 TEL 03 (3518) 2711(代) FAX 03 (3518) 2712 携帯 090 (2212) 0306 e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報は、2017年(平成29年) 5月に成立した「民法(債権関係)の一部を改正 する法律」が2020年4月1日から施行されていま すので、その内容について前号(232号)に引き 続き説明いたします。

また、2018年(平成30年) 7 月に成立した相続 に関する改正民法の目玉として導入された「配偶 者居住権」についても説明します。

賃貸借契約に関するルールの見直し

1 賃貸借継続中のルール

(1)賃借物の修繕に関する要件の見直し

借りている建物が雨漏りするなど、賃借物の 修繕が必要な場合でも、賃借物はあくまでも賃 貸人のものですから、賃借人が勝手に手を加え ることはできません。

しかし、実際に賃借物を使っているのは賃借 人ですから、賃貸人が修繕してくれない場合で も賃借人は一切自分で修繕することができない とすると、不便です。

改正前の民法には、どのような場合に賃借人が自分で修繕することができるのかを定めた規定はありませんでした。

改正後の民法では、①賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知したか、又は賃貸人がその旨を知ったのに、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき、又は、②急迫の事情があるときには、賃借人が目的物を修繕したとしても、賃貸人から責任を追及されることはないことが明確になりました。

(2)賃貸不動産が譲渡された場合のルールの明確化

建物の賃貸借契約が続いている間に建物の所有者が代わった場合には、その後は誰が賃貸人になるのか、新しい所有者は賃料を請求することができるのかなどが問題になります。これらの点について、改正前の民法には規定が設けられていませんでした。

改正後の民法では、賃貸借の対抗要件を備えていた場合に、賃借物である不動産が譲渡され

たときは、賃貸人としての地位は、原則として 不動産の譲受人(新たな所有者)に移転すると いう規定が設けられました。

また、不動産の譲受人(新たな所有者)が、 賃借人に対して賃料を請求するためには、賃借 物である不動産の所有権移転登記が必要あると されました。

2 賃貸借終了時のルール

(1)**賃借人の原状回復義務及び収去義務等の明確化** 賃貸借契約が終了した場合には、賃借人は、 賃借物を原状(元の状態)に戻して賃貸人に返 還しなければならないと解されています。

また、この原状回復義務の範囲について、一般に、通常損耗(賃借物の通常の使用収益によって生じた損耗)及び経年変化はその対象に含まれないと解されています。しかし、これらのルールは改正前の民法の文言上は明確ではありませんでした。

改正後の民法では、賃借人は、賃借物を受け取った後に生じた損傷について原状回復義務を負うこと、しかし、通常損耗や経年変化については原状回復義務を負わないことが明記されました。

〔具体例〕

- ○通常損耗・経年変化に当たる例
 - ・家具を置いた後の床のへこみ
 - ・テレビや冷蔵庫の後ろの壁に付いた黒ず み (電気やけ)
 - ・地震で破損したガラス
- ○通常損耗・経年変化に当たらない例
 - ・引っ越し作業で生じたひっかきキズ
 - ・タバコのヤニ、臭い
 - ・飼育ペットによる柱等の傷、臭い

(2)敷金に関するルールの明確化

賃貸物件にからむトラブルの一因は、敷金の 定義や返還についての規定が民法になかった点 でした。そこで改正民法は、敷金を「賃料など の債務を担保する目的で賃借人が賃貸人に交付 する金銭」と定義しました。賃借人が退去する

»c= (4) =∞c=

時、家賃の滞納などがなければ、賃貸人は敷金 を全額返還することが義務付けられました。

配偶者居住権の新設

1 仕組み

配偶者に先立たれた人が自宅に住み続けられる権利は「配偶者居住権」と呼ばれます。配偶者居住権は、死亡した配偶者が所有していた建物を原則として終身、使用できる権利のことを言います。

これまで、自宅の所有権を持つ夫が亡くなり、 妻と子が財産を相続する場合、自宅は妻が相続 して住み続け、その結果、預貯金は子が多く相 続することになるのが一般的でした。

具体的には、夫が所有する自宅 (2000万円) と預貯金 (3000万円) を残して亡くなり、妻は 一人息子と遺産を半分 (2500万円) ずつ分け合 った場合、従来通りの相続では、妻が自宅 (2000万円) と預金 (500万円) となり、子が預 金 (2500万円) となっていました。

しかし、相続する預貯金の額が自宅の時価より少ないと、残された妻は自宅しか相続できず、 先々に経済的に苦しくなることが課題となっていました。

そこで、妻が新たな制度を利用して配偶者居住権を取得し、その評価額が1000万円だった場合、妻の預貯金の取り分は1500万円に増えることになります。子は、居住権の負担付きの所有権(1000万円)と預貯金1500万円を相続することになります。

2 注意点

配偶者居住権は自動的に取得できるものでは ありませんので、

- ①遺産分割協議書の作成
- ②配偶者に権利を取得させるという意思を示した 潰言書
- ③家庭裁判所の審判

のいずれかがあった時に初めて成立します。

また、配偶者だけに与えられる権利でありますので、居住権の売却や譲渡は出来ません。建物を賃貸することは出来ますが、建物の所有者の承諾を得る必要があります。

なお、配偶者は所有権を持つ子に家賃を支払 う必要はありませんが、修繕にかかった費用や 固定資産税相当分などは負担することになりま す。

「重陽(ちょうよう)菊の節句」



菊を様々に用いて長寿を願う「重陽の節句」は「菊の節句」とも呼ばれています。古来中国では、奇数は良いことを表す陽数、偶数は悪いことを示

す陰数と考え、その陽数が連なる日は、めでたい反面、不吉なことが起こると考え邪気払いをしたのが五節句の始まりです。その中でも一番大きな陽数(9)が重なる9月9日を、陽が重なると書いて「重陽の節句」と定め、不老長寿や繁栄を願うようになりました。

重陽の節句が行われた旧暦の9月(新暦10月中頃)は作物の収穫が終わる頃で、様々なお祭りが行われ、全国に伝統行事が残っています。特に有名なのは九州地方の「くんち」です。くんちとは、9日が訛ったもので、「長崎くんち」などが有名です。

9月の税務と労務

- ・国税/8月分源泉所得税の納付 9月10日
- ・国税 / 7 月決算法人の確定申告 (法人税・消費 税等) 9 月30日
- ・国税/1月決算法人の中間申告 9月30日
- ・国税/10月、1月、4月決算法人の消費税等の 中間申告(年3回の場合) 9月30日
- ・国税/個人事業者の消費税等の中間申告(年3 回の場合) 9月30日

10月の税務と労務

- ・国税/9月分源泉所得税の納付 10月12日
- ・国税 / 8 月決算法人の確定申告 (法人税・消費 税等) 11月2日
- ・国税/2月決算法人の中間申告 11月2日
- ・国税/11月、2月、5月決算法人の消費税等の 中間申告(年3回の場合) 11月2日
- ・地方税/個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)

市町村の条例で定める日

・労務/労働者死傷病報告(7月~9月分)

11月2日

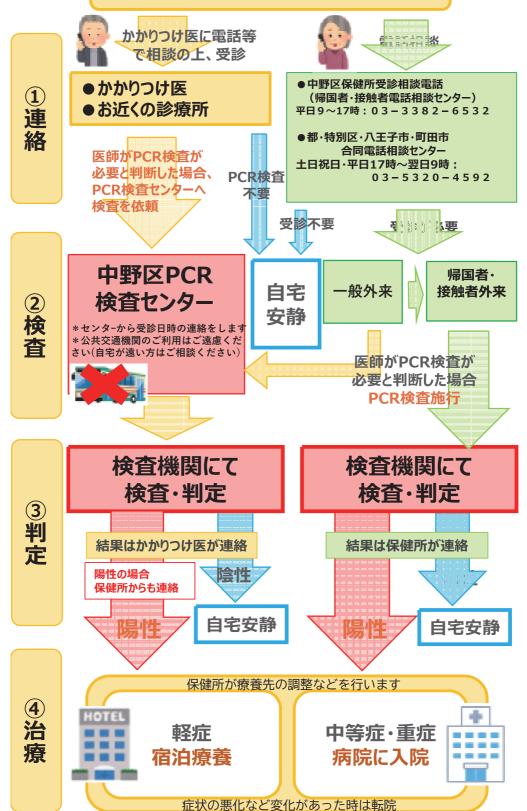
・ 労務 / 労災の年金受給者の定期報告

11月2日

・労務/労働保険料第2期分の納付 11月2日

中野区PCR検査の流れ

息苦しさ、強いだるさ、高熱などの症状がある方 新型コロナウイルスに感染の疑いがある方



「新型コロナウイルス感染症に関する中小企業支援策」に関しては、中野法人会のホームページをご覧ください。尚、何かございましたら中野法人会まで。TEL:03-3388-6896

令和2年分年末調整等説明会の中止のお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた国全体としての取組(行動様式の変化等)を踏まえま すと、外部会場を使用して大規模に実施する年末調整等説明会については、ソーシャルディスタンスを完全に確保 することが困難であるなど、参加される源泉徴収義務者の皆様の安全を確実に担保することが難しいとの認識の下、 説明会の開催を全国一律で中止することとなりました。

また、説明会の開催中止に伴い、外部会場を使用した「年末調整関係諸用紙」の配布につきましても中止となり ますが、中野税務署においてもソーシャルディスタンスを完全に確保した用紙配布のためのスペースの確保が困難 な状況であります。

このため、中野税務署においては、日時等を指定した大規模な配布及び年末調整等関係用紙の配布のための専用 スペースの設置は実施しないことといたしました。

- ○税務署関係用紙(源泉所得税関係及び法定調書関係)については国税庁ホームページ、区役所関係用紙(給与支 払報告書)については中野区公式ホームページからの入手に御協力ください。
- ○令和2年10月以降に国税庁ホームページで公開を予定しております「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」 による各種申告書の作成及び法定調書のe-Taxによる提出、並びに区役所関係用紙(給与支払報告書)のeLTaxに よる提出をぜひ御利用ください。

ご不明な点は、下記の連絡先までお問い合わせください。

連絡先:中野税務署 法人課税第2部門 電話番号:03-3387-8111(代表) 担当者:小野塚寛之(内線 334)

都

-都税についてのお知らせ-

資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、9月30日(水)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>



※2019年4月から、Webでも申込みを受け付けて います。



※インターネットの専用サイト(都税クレジット カードお支払サイト) にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額 に応じた決済手数料がかかります。)。



《NEW(2020年6月から)》

※領収証書は発行されません(領収証書が必要な 方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンス ストアでご納付ください。)。



金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の 窓口

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関が あります。



※一部、都税の取扱いをしていない金融機関が

あります。
※ 📞 (ペイジーマーク)の入っている都税の納 付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。

※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融 機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付くだ さい。)。

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで 納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。 ※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない

場合があります。詳しくは主税局ホームページ (https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/)「税金の支払い」を ご覧ください。



※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの 納付書(バーコードがあるもの)に限ります。

※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニ エンスストアについては、納付書の裏面をご確 認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する徴収猶予の制度があります。詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

安心 便利な 口座振替をご利用ください!

令和2年8月11日(火曜日)までに(Web口座振替は9月10日(木曜日)までに)お申込みいただくと、9月の第2期分から口座振 替をご利用いただけます。

- ●パソコンやスマートフォンから東京都主税局の専用Webサイトにアクセスし、画面に従って必要事項を入力しお申込み ください。専用Webサイト:https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/web_kouzafurikae.html
- ●主税局ホームページからダウンロード専用依頼書を印刷し、必要事項をご記入の上郵送してください
- ●預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参の上、金融機関または郵便局の窓口へお申込みください。 ●口座振替依頼書(ハガキ式)に必要事項をご記入の上、ポストに投函してください。

<口座振替のお問い合わせ先>主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955) ※受付時間は平日9時~17時です。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

会員増強に皆様のご協力をお願い致します。一

財務省·国税庁

【特例制度版】

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、<u>国税を一時に納付することが困難</u>な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

- 現行の猶予の要件(幅広い方が認められます。)
- 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- 納税について誠実な意思を有する。
- 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。
- (注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。
 - 2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。
- 現行の猶予が認められると…
- ・ 原則として1年間納税が猶予されます(資力に応じて分割納付となります。)。
- 猶予中は延滞税が軽減されます(通常 年8.9%→軽減後 年1.6%%)。
- ※ 令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第 151 条の 2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例 (特例猶予)』が創設されました!

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

- 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、 令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等にかかる収入(注)が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
 - ② 一時に納税することが困難であること。
 - (注) 収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、 譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。
- 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です (注)。
- (注) やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署(徴収担当)にご事情をお申し出ください。
- 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例 新型コロナ税特法第3条

令和2年6月

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

▶ 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」(フリーダイヤル等)をご利用ください。

【受付時間】8:30~17:00(土日祝除く。)

電話番号はこちら

【電話番号】国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm



猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署(徴収担当)に提出してください。

申請は郵送(様式は国税庁HPから入手可能)又は e-Tax をご利用ください。

- ▶ 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター(フリーダイヤル等) にお気軽にご相談ください。
- ▶ 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 〇 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります(現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。)。

税務署において所定の審査を迅速に行います

猶予が認められると・・・

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書(その1)を取得した場合は、「備 考」欄に猶予中である旨が記載されます。

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

納税の猶予 国税通則法第46条

国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省: https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

■ 着任のご挨拶 ■

着任の御挨拶



この度の定期人事異動で 中野税務署長を拝命し、鰍 沢税務署から転任してまい りました井﨑でございます。 前任の大久保署長同様の

ご厚情を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人中野法人会の役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営に対しまして深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、各種研修会の開催や次世代を担う児童・生徒を対象とした「税金クイズ」、「租税教室」、「税に関する絵はがきコンクール」の開催など、地域社会に根ざした幅広い事業活動を積極的に展開され、正しい税知識の普及と納税道義の高揚に多大なる貢献をされていると伺っております。

これもひとえに、宮島会長をはじめとする役員 並びに会員の皆様の会活動への御尽力の賜物と、 深く感謝し、敬意を表する次第でございます。

私どもといたしましては、公益社団法人中野法 人会の皆様との相互信頼・協調関係を大切にし、 新しい生活様式のもと創意工夫し会活動を可能な 限り支援させていただく所存でございますので、



中野税務署長 井崎智士

今後とも充実した魅力ある活動を展開されますことをご期待申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、経済活動の 国際化・ICT化の進展等により大きく変化してお ります。

そのような中、国税庁の使命である「納税者の 自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現す る」観点から、e-Tax等のICTを活用した申告・ 納税手段の充実に取り組み、更なる利便性の向上 に努めるなど、様々な取組を行っているところで あります。

会員の皆様方には、感染の拡大防止策にもなる e-Taxの更なる利用拡大に向けて、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、新型コロナウイルス禍により、皆様 方の御事業にも多大な影響がでていると伺ってお ります。税制面では申告期限の延長や納税猶予等 の制度がございますので、是非、ご利用していた だきたいと思います。1日も早い終息を願ってお ります。

結びに当たり、公益社団法人中野法人会のますますの御発展並びに会員の皆様方の御健勝及び事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。



7月14日 署の幹部の皆様と…

「法人会の益々の御発展を」

初秋の候、公益社団法人中野法人会の皆様には、 新型コロナ禍の影響により、未だ大変な時期をお 過ごしのことと、お察し申し上げます。

私こと、この度の人事異動で沖縄国税事務所へ 転勤となりました。

中野税務署在勤中は、宮島会長をはじめ役員並 びに会員の皆様には、税務行政に対しまして、深 い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し 上げます。

僅か1年という短い間ではございましたが、公 益社団法人中野法人会の皆様と、事業活動を通じ て交流できましたことを大変ありがたく思ってお ります。

この1年間、「納税者の皆様の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実施する」という国税庁の使命を常に念頭に置き、職員に対しても納税者の目線に立った対応を心掛けるよう指示するとともに、悪質な脱税や滞納に対しては厳正な姿勢で臨み、適正かつ公平な税務行政を推進してまいりました。

貴会におかれましては、支部及び部会における 税務研修会をはじめとする各種研修会及び説明会 の開催並びに「税を考える週間」及び「確定申告

前中野稅務署長 大久保 嘉 一

期」における街頭広報活動を実施されるなど、税知識の普及及び納税道義の高揚のため、多くの事業に対して熱心に取り組んでいただきました。また、「なべよこ夏まつり」のほか各地域イベントにおける税金クイズの開催、区内の小学生を対象とした「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」、「税の川柳コンクール」などを通じて税の啓蒙活動にも積極的に取り組んでいただきました。皆様の御尽力に対しまして、改めまして深く感謝申し上げます。

年明けからの各種事業につきましては、新型コロナ禍の情勢に鑑み、中止や規模の縮小などございましたが、今後とも、会員の皆様が一致団結して、魅力ある事業活動を展開されますよう御期待申し上げるとともに、引き続き、税の良き理解者として、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人中野法人会のますますの御発展並びに会員の皆様の御健勝及び御事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、お別れの挨拶とさせていただきます。

1年間ありがとうございました。

中野法人会一今後の研修会等の案内

第28回法人税実務講座 & 第29回源泉所得税実務講座

● 日時: 10月29日休 13時30分~16時

●**会場:**中野税務署別館2階 会議室 ●講師:中野税務署法人課税審理上席

中野法人会 経営塾 第二弾

令和2年度・年末調整

●日時:11月5日休 16時~17時30分

●会場:中野サンプラザ 14階

クレセントルーム

●講師:中野税務署審理上席 小野塚寛之様

●演題: 年末調整

中野法人会 経営塾 第三弾

法律セミナー

●日時:11月19日休 16時30分~17時30分

●会場:法人会館 2階 会議室●講師:弁護士 宮川 学様

●演題:相続法改正のポイント

※同封のご案内にご記入の上、お申込み願います。皆様のご参加を宜しくお願い致します。

受彰された皆様、大変におめでとうございました。

令和元年度 全法連・東法連表彰関係

(敬称略)

【2020年(令和2年)6月11日・明治記念館・通常総会後:受章式】(中止)

- ○全法連功労者表彰受彰者(中野法人会推薦) 齋藤 謙治 (常任理事)
- ◎東法連永年勤続表彰受彰者(中野法人会推薦)川村 能正(副 会 長) 小峰 一泰(理
- ◎東法連会員増強功労者表彰受彰者 小林 祐史(支部幹事) 秋山欣次郎 (支部幹事)

(中野法人会・組織委員会推薦) 内田 花枝

公益社団法人 中野法人会関係 令和元年度

(敬称略)

【2020年(令和2年)6月22日・中野サンプラザ・第9回通常総会後感謝状贈呈式】(中止)

会員増強推進表彰

(組織委員会推薦)

「支部表彰の部」

[優秀支部賞] 第5支部 第7支部 〔努力支部賞〕 第1支部・第2支部・第3支部・第4支部・ 第6支部・第8支部・第9支部・第10支部・ 第11支部

「個人表彰の部」

矢澤 井上 信昭 荒井 昌成 関口 知禎 石﨑 勝一 甲絵 内田 花枝 松澤 好男 小林 祐史 渡邉 寛和 吉川 健一 秋山欣次郎 大谷 直史 中原 成木 恒寿 芳 内野大三郎 櫻井 正人 酒井 一男 松川 克哉

和子 上林 博美 〔大同生命保険㈱新宿支社〕 畄 三田美紀子 進藤亜弥子 並河さやか 〔AIG損害保険会社㈱東京第二支店〕 小久保哲弥

(組織委員会推薦) 〔感謝状〕

・大同生命保険(株)新宿支社 ・A I G損害保険(株)東京第二支店

令和元年度 経営者大型総合保障制度推進表彰

「上期表彰分」

「下期表彰分」

(8月22日・サンプラザ)「会員合同研修会」にて済

◎新規加入企業獲得数達成: 第5支部

(6月22日・サンプラザ)「通常総会後」にて(中止)

◎新規加入企業数獲得数達成:

第1 · 2 · 3 · 4 · 7 · 9 · 10 · 11支部

(厚生委員会推薦) 〔感謝状〕

アフラック生命保険(株)東京総合支社 **◎取扱企業数達成**: 第1 · 2 · 4 · 10 · 11支部

令和元年度 地域社会貢献賞

新井 建喜 智 平澤 良二 柴野 直樹 髙野 允雄 滝口 芳 酒井 一男 (事業委員会推薦) 阿部豊太郎 櫻井 正人 上山 一彦 岩崎 充利 鈴木 浩司 三好 正市 谷津かおり 〔感謝状〕 吉永 喜淵 米持 大介 佐野 哲平 吉田 昌平 根本 香織 渡邉 寛和 鳥居憲太郎 加藤 信行 内山 翔人 小高 龍一 宮下 尚也 大滝 雄介 髙野 郁子 深澤 久子 遠藤めぐみ 平澤多香子 佐藤 貞子 田畑喜久子 山田ゆかり 髙橋ヤエ子 阿部 智子 古川 輝代

令和元年度 東法連表彰

福利厚生制度推進感謝状











木村広報委員長



大月税制税務委員長



横山総務委員長



川村組織委員長



中村総務組織(相当

税を味方に、

る法人会





『よき経営者をめざすものの団体』…それが法人会です。 当中野法人会は、今年70周年を迎えました。全国で、 80万社もの多くの企業が参加しています。

あなたの会社も是非"法人会"のお仲間になりませんか。



矢島共益公益事業委員長

みんなで築こう豊かな社会 ~かがやく東京~

税務・経営研修・無料相談・福利厚生・各種交流会…… あなたの会社の繁栄に法人会の事業をお役立て下さい



◆保険共済(団体料率のため保険料が割安です。)

- ●大同生命保険㈱『経営者大型総合保障制度」タイプ・特退共・社員保障プラン等』
- ●AIG損害保険㈱『アットワークハイパー任意労災』『個人情報漏洩対策・地震対策プラン 経営保全プラン等』
- ●アメリカンファミリー生命保険㈱『がん保険 Davs(デイズ)・医療保険・終身保険(WAYS)』

会費基準表

資 本 金	月額(円)
300万円以下	500
301万以上~1000万未満	700
1000万以上~2000万未満	1,000
2000万以上~5000万未満	2,000
5000万以上~1億未満	4,000
1億以上~3億未満	6,000
3億以上~5億未満	8,000
5億以上	10,000
支店・法人・非営利法人	1,000
関 連 子 会 社	500

- *関連子会社
 - 同地か同代表者・会報発送なし
- *賛助会員(どなたでも入会できます) 会費は月額500円です

ご入会頂きますと、今年度の 会費は、3月までの月割りにて お支払い頂く事になります。

又、口座からの自動引落(振替) も行っております。ご利用下さい。

税務•経営研修、無料相談、福利厚生、各種交流会 …あなたの会社の繁栄に法人会の事業をお役立で下さい

[会員の方は各種事業サービスが原則無料(一部実費負担)でご利用になれます]

Sirvice

研



修

税務署講師による税務研修会

- ・難解な税法を分かりやすく解説
- ・決算法人、年調等実務的な研修

経営講演会・セミナー

- ・著名な講師による講演会を開催 簿記・パソコン教室等実務研修会
- ・実務担当者向けの経営サポート

異業種交流

- ・様々な催しやイベントに参加し、
- 新たな事業展開のヒントを得るチ ャンス
- · 経営者同士相 談出来る友に 出会える場



経営支援

- ・東法連・帰宅支援マップの提供
- ・東法連・海外販路拡大支援サービス
- ・東法連・クルマ関連サービス
- · 東法連·企業情報、格付情報照会
- ·東法連·貸倒保証制度
- ・東法連・顧問弁護士の無料法律相談
- · 東法連·税務等のDVDの無料貸出
- ・東法連・ビジネス誌の斡旋
- ・ 東法連・メンバーズローン
- ・東法連・インターネットセミナ

税制改正要望

- ・毎年、政府や国会に対し税制改正
- ・いままで、多くの税制改正要望が 実現

社会貢献活動

- ・一般の方を対象に税の啓発活動を 実施
- ・未来を担う子どもたちに租税教育 活動
- ・環境対策(温暖化対策)や文化振 興活動





本部だより

活発な事業・研修を展開!!

◆《女性部会 (6月4日)》《源泉研究部会 (6月4日)》《青年部会 (6月5日)》「研修会」を開催 ◆ 「令和2年度 税制改正」(大綱)〜経営者が気になるポイントはここだ〜

《令和2年度・税制改正 基本的な考え方》

- ●デフレ脱却・経済再生
- ●「働き方改革」と「イノベーション」で「一億 総活躍社会」の実現
- ●少子高齢化の克服に向け「生産革命」と「人づくり革命」断行

持続的な経済成長の実現と、経済社会の構造変化 に対応

- ①オープンイノベーションの促進及び投資や賃上 げを促すための税制上の措置
- ②連結納税制度の抜本的な見直し
- ③全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税 制の実現

- ④NISA(少額投資非課税)制 度の見直し
- ⑤国際的租税回避への対応とし て国際課税制度の見直し



講師の齋藤英一氏

⑥所有者不明土地等に係る固定 ^{講師} 資産税への対応、納税環境の整備等

グーグルCEO「世界は戻らない」デジタル化加速予測



米グーグルのスンダー・ビチャイ最高経営責任者(CEO)は28日の電話 会見で、新型コロナウイルスが今後の社会に及ぼす影響について、「緊急事 態宣言が終わっても、世界は以前と同じような姿ではないだろう」と語り、 デジタル化が急速に並む契機になるとの考えを示した。

グーグルの制金は正認の実際にあるという元というだ。 グーグルの観会社アルファベリーの決算会見で、ビチャイ氏は「人々はかってないほどグーグルのサービスを頼りにしている」と説明。新型コロナの 感染が拡大い、自宅にとどまる人が世界的に増えるなか、検索やユーチュー ブの動画、スマートフォン上のアプリ、ビデオ会議のシステムの利用が大幅 に増えていると語った。

こうした大きな変化は、「コロナ後」にも続くとの見方を示し、「オンライン上での仕事、教育、医療、買い物、娯楽は今後も増えていく」と言及した。



6月4日(女性部会・源泉研究部会)



髙野部会長



安藤部会長 根本部会長



6月5日(青年部会)

「第43回 初歩の簿記講習会」を実施 ◎ 「Aコース」 6月8・9・10日 ◎ 「Bコース」 6月11・12日

~「初歩の簿記講習会」に参加して ~

関東バス(株) 伊藤裕二

Aコース、Bコース全5日間の講習会に参加させて頂きました。



実践に役立つ講義でした!

4月の人事異動で経理部に配属となり、初めての部署ということもあり、書籍を購入し勉強しておりましたが、なかなか理解できない部分が多かったのですが、簿記の基本や仕訳のルール、帳簿の流れ等をわかり



講師:吉田信康氏

やすく説明して頂き、とても勉強になりました。 最終日の経営に生かす経理の講義は、経営分析 を行っていく上で非常に役立つ内容でした。

また機会がありましたら講習会に参加させて頂きます。ありがとうございました。

「第3回 パソコン会計セミナー」を実施 ◎7月7日炒(於: 弥生㈱セミナールーム)



弥生会計の案内



参加された皆様



講師の吉田信康氏



会場の弥生㈱入口付近

 $\sim\sim\sim\sim\sim$

活発な社会貢献活動を展開!!

青年部会独自で"租税教室"を実施!

7月11日(土) (区立上鷺宮小学校6年1・2組(クラス別)) =





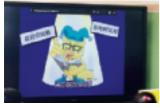




~ ~ ~ ~ ~ 講師:吉永氏

7シスタント:米持氏・渡邉氏・佐野氏

最後の挨拶:渡邉氏 ~~ ~~ ~









~ → ← → 講師: 米持氏

アシスタント:吉永氏・渡邉氏・佐野氏

最後の挨拶: 佐野氏 ~~~~~~~

7月18日(少ラス別)









~~~~~~~ 講師:渡邉

アシスタント:内山氏

最後の挨拶:宮治氏







- ~ ~ ~ ~ ~ 講師:佐野

アシスタント:鳥居氏

最後の挨拶:鳥居氏 ~

### 8月4日火)(区立武蔵台小学校6年1・2・3組(クラス別))









→ → 講師:吉永氏

アシスタント:根本様 ~~~~

→ → 講師:根本様

アシスタント:内山氏 ~~~









アシスタント: 吉永氏

最後の挨拶: 佐野氏 ~~ ~~

福田校長先生と…

#### 《源泉研究部会》 第9回 税に関する川柳コンクール

◎対 象 者:区内在住又は勤務されている方、

どなたでも可能

◎募集方法:9月1日号"情報誌・なかの"

に同封

中野法人会・ホームページにも

案内を掲載

◎募集期間: 7月1日~10月31日

◎作品の審査:12月3日

彰:①中野法人会会長賞 1点 ◎表

②中野法人会源泉研究部会長賞 1 点

③優秀賞・その他 数点

賞:①賞状&副賞10,000円 他 ◎副

②賞状&副賞 5.000円

③賞状&副賞 3.000円

◎作品の発表: 1月1日(新年号) "なかの" 誌上で

◎表 彰:1月7日(木)\*新年賀詞交歓会



安藤部会長



《第8回 税の川柳コンクール入賞発表》 応募作品(240点)から、源泉研究部会 役員と理事の皆様に選考して頂きました。 《会長賞》

令和にて 増税するも 礼はなし

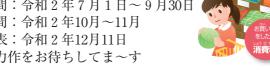
《女性部会》

第11回「税に関する絵はがきコンクール」実施予定

募集対象:小学生

募集期間:令和2年7月1日~9月30日

審査期間:令和2年10月~11月 入賞発表:令和2年12月11日 皆様の力作をお待ちしてま~す





#### 《昨年度の受賞作品から》













## 独資をご活用ください



詳細は ⇒ ⇒ 東京商工会議所中野支部 Tel: 03-3383-3351

※専門家による窓口相談(税務)を実施しております。 ※会員以外の方もご利用いたけます。

## 「無担保」・「無保証人」・「低金利」・「手数料不要」

◆融資限度額: 2, 000万円

率: 1. 21% (2019年4月1日現在)

※中野区より3年間、支払利子の50%補助が受けられます。

※融資利率は金融情勢により変わることがあります。

◆返済期間:運転7年以内/設備10年以内

#### 【融資要件】

・従業員20名以下(商業・サービス業は5人以下)

・税金(所得税、法人税、事業税、住民税)を完納している

・ 最近 1 年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている

※融資の結果、ご希望に添えない場合がございます。

>>===== (16) =>===>